

## 研究倫理規程

### (目的)

第 1 条 四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、人間の尊厳、人権の尊重、その他の倫理的観点および科学的観点から、研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究を進めるために研究倫理規程を定める。

### (定義)

第 2 条 この研究倫理規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 研究者

本学の教育職員のみならず、本学において研究活動に携わる者を含む。なお、学生であっても研究に携わるときには「研究者」に準ずるものとする。

#### (2) 研究活動

先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、各学術の方法論にのっとり、新たな知見を発見ないし創造し、知の体系を構築していく行為をいう。

#### (3) 研究成果の発表

研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること。(研究者の責務)

### (研究の責任体制)

第 3 条 研究活動における不正行為および公的研究費の不正使用を防止するための学内責任体制については、「研究活動の不正行為防止規程」第 1 章第 5 条および「公的研究費の運営・管理に関する規程」第 2 章に定める。

第 4 条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、自主的、かつ創造的に研究活動を遂行し、研究成果が人類の福祉、文化の向上に寄与することを常に認識するとともに、研究の目的、方法、内容および結果を自ら点検し、これを社会に開示することにより説明責任を果たさなければならない。

3 研究者は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

4 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、告示等および本学の諸規程等を遵守しなければならない。

### (インフォームド・コンセント)

第 5 条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受

けて研究を行う場合は、提供者（未成年も含む）に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

（個人情報の保護）

第 6 条 研究者は、プライバシーの保護の重要性に鑑み、関係法令および本学「個人情報の保護に関する規程」を遵守し、利用目的の明確化、情報の管理等、適正な取扱いに努めなければならない。

- 2 研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

（資料・情報・データ等の利用および管理）

第 7 条 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の喪失、漏洩、改ざんまたは盗用等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存するものとする。ただし、法令または規程等に保存期間の定めのある場合は、それに準ずるものとする。

（研究機器・薬品等の安全管理）

第 8 条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

（研究費の適正な使用）

第 9 条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令および本学の諸規程等を遵守しなければならない。

（研究成果の発表）

第 10 条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において、公表しないことができる。

- 2 研究者は、研究成果の公表にあたっては、先行研究を精査し尊重しなければならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表にあたっては、適切かつ誤解の生じない引用をしなければならない。
- 4 研究成果の発表において、出版および刊行物については、当該研究活動に実質

的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者・共著者とする。

(他者の業績評価)

第11条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に使用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第12条 研究者の研究倫理意識を高揚するために、研究倫理教育責任者を置き、学長とする。

2 研究倫理教育責任者は広く研究活動に係わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

3 申請された研究実施計画の審査を行い、判定する。

4 この規程の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じるものとする。

5 前3項の目的を達成するために、本学に研究倫理審査委員会を設置する。なお、研究実施計画に関する申請・審査要領等については別に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、総務課庶務係が所管する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成26年12月1日から一部改正し施行する。

3 この規程は、平成27年3月1日から一部改正し施行する。

4 この規程は、平成28年3月1日から一部改正し施行する。